令和5年7月 I I 日 (火) 開催 (2023年)

市税審議会資料

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の拡充について

1 概要

令和5年度税制改正において、わがまち特例の対象として、一定の要件を満たすマ ンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マン ションに係る固定資産税を減額する特例措置が創設されました。(地方税法附則第15 条の9の三)

つきましては、マンションの居住割合が3割を超え全国3位といった地域の実情を 踏まえ、管理組合による自立的で適切な管理の促進に向け、本市市税条例で定める減 額割合を最大(上限)の1/2とすることについて諮問するものです。

2 対象期間、税目等

改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく管理計画認定マンシ ョン等一定の要件を満たすマンションについて、一定の大規模修繕工事を令和5年4月 1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合、完了した翌年度分の家屋に係る 固定資産税額が減額されます。(1戸あたり100㎡まで)

- 3 対象となるマンションの要件
- (1) 新築後20年以上が経過している10戸以上の区分所有マンションであること
- (2) 大規模修繕工事を過去に1回以上適切におこなっていること
- (3) 長寿命化に資する大規模改修工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保 されていること。
 - ア 市長の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適 合させるために修繕積立金の額の引き上げを行った場合
 - イ 市長の助言・指導を受け、大規模改修工事が可能な水準まで修繕積立金の積立又は額 の引き上げを行うなど、長期修繕計画を適切に作成、見直しを行った場合

4 減額割合

- (1)国が示す減額割合の範囲 1/6 (最小)~1/3 (参酌割合)~1/2 (最大)
- (2)本市が市税条例で定める減額割合 1/2(最大)

5 参考資料

- 別紙 1 ・マンション長寿命化促進税制のリーフレット(国土交通省:2023年1月発行)
- ・マンション長寿命化促進税制における固定資産税の減額割合について

(都市計画部住宅政策室)

別紙2



なぜ、大規模修繕が必要?

マンションの大規模修繕を行わないと、外壁が剥落したり、廃墟化し、周囲に大きな悪影響を及ぼすおそれがあります。適切な時期に大規模修繕を行うことで、そのような悪影響を防止し、さらにはマンションの資産価値も向上します。



この減税措置のねらいは?

修繕積立金の引上げや大規模修繕の実施には、管理組合の意思決定として、マンションの所有者の合意をとる必要がありますが、なかなか合意に至らないマンションが多いのが現状です。 この減税措置(マンション長寿命化促進税制)を所有者の皆様に活用していただき、所有者の合意につながるよう、今回の措置を設けました。

減税措置の概要

■対象マンション 築20年以上かつ10戸以上で管理計画の認定[※]を取得したマンション

※管理計画の認定基準未満から認定基準以上に修繕積立金を引上げた場合のみ減税の対象となります。

管理計画の認定基準については、裏面をご覧ください。

※管理計画の認定基準は、お住まいの自治体ごとに異なる場合があります。

■工事要件 長寿命化工事(屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事)を過去に1度

以上実施していて、令和5年4月1日~令和7年3月31日の間に2回目以降の

長寿命化工事を完了していること

■減税額 各区分所有者が翌年度支払う固定資産税(建物部分のみ)を1/2~1/6の

範囲内※で減額

※減額割合は、お住まいの自治体の条例で決定されます。

■留意事項・工事完了後、3か月以内に市町村に申請すること

・工事完了日の翌年1月1日*までに管理計画の認定を取得すること

※工事完了日が1月1日の場合は、同年1月1日



そもそも、管理計画の認定制度とは?

適切な管理計画を有するマンションを自治体*が認定する、マンション管理適正化法に基づく制度です。 **マンション管理適正化推進計画を作成した自治体に限ります

管理計画の認定基準

○管理組合の運営

・管理者等及び監事が定められている

・集会(総会)が定期的に開催されている(年1回以上開催されていること)

○管理規約

- 管理規約が作成されている
- ・管理規約にて下記について定めている
 - ■緊急時等における専有部分の立入り
 - 修繕等の履歴情報の保管
 - 管理組合の財務・管理に関する情報の提供

○管理組合の経理

- ・管理費と修繕積立金の区分経理がされている
- ・修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- ・修繕積立金の滞納に適切に対処されている(修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること)

○長期修繕計画の作成及び見直し等

- ・長期修繕計画(標準様式準拠)の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金が集会(総会)で決議されている
- ・長期修繕計画が7年以内に作成又は見直しがされている
- ・長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている
- ・長期修繕計画において将来の一時金の徴収を予定していない
- 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない表
- ・計画期間の最終年度において、 借入金の残高のない計画となっている

○その他

- ・組合員名簿、居住者名簿が適切に備えられている (1年に1回以上は内容の確認を行っていること)
- ・都道府県等マンション管理適正化指針に照らして 適切なものである

【表1】計画期間全体における修繕積立金の平均額の基準(機械式駐車場を除く)

加

而

M

地上階/建築延床面積		月額の専有面積当たりの修繕積立金額
	5,000㎡未満	235円/㎡·月以上
20账土进	5,000㎡以上10,000㎡未満	170円/㎡·月以上
20階未満 	10,000㎡以上20,000㎡未満	200円/㎡·月以上
	20,000㎡以上	190円/㎡·月以上
	20階以上	240円/㎡·月以上

※詳細は国土交通省ホームページで公表している「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」をご参照ください。

※お住まいの自治体によっては、認定基準が上乗せされていることがあります。まずは、「お住まいの自治体名+マンション管理計画認定制度」で検索してください。

認定を取ったマンションは、住宅金融支援機構の【フラット35】、 マンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ**1や、 マンションすまい・る債**2の利率の上乗せなどのメリットがあるみたいだよ



※1【フラット35】は当初5年間について年0.25%の引き下げ、共用部分リフォーム融資は全期間について年0.2%の引き下げ。 ※2マンション管理組合が行う修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポートするため、住宅金融支援機構が発行している債券。令和5年度募集分より上乗せ。



きちんと管理されているというお墨付きをもらえることになるから、 マンションの資産価値が向上するね

マンション管理計画認定制度やマンション長寿命化促進税制に関する問合せ窓口を設けておりますので、ご利用ください。

相談ダイヤル TEL:03-5801-0858 受付時

受付時間:月~金午前10時~午後5時(祝日、年末年始除く)

√ マンションの管理や再生に関する詳しい情報はWEBサイトに掲載しています
//

このリーフレットではご紹介しきれ なかった情報も掲載しています。



マンション管理・再生ポータルサイト

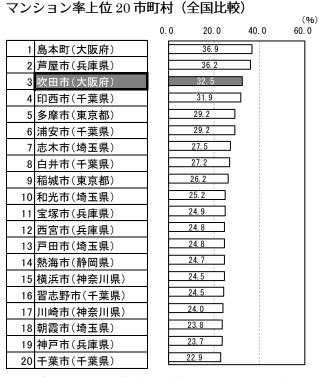




マンション長寿命化促進税制における固定資産税の減額割合について

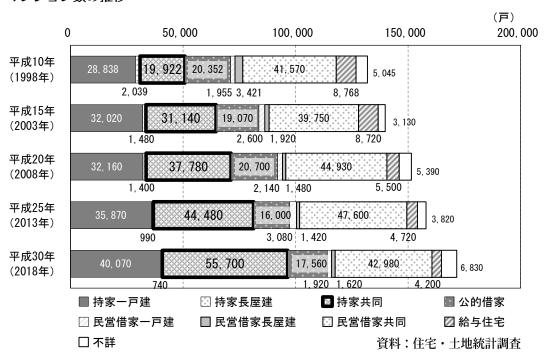
1 マンションを取り巻く背景

本市のマンションは、千里ニュータウン開発時期とほぼ同じ昭和30年代後半から供給が始まりました。特に近年は企業所有地や公的賃貸住宅の建替えに伴う活用用地などを利用した建設が続いており、平成20年には37,780戸で全体の24.9%だった市内のマンションは、平成30年には55,700戸と、この10年間で1.5倍に急増しました。その割合は全体の32.5%を占め、全国の市町村で3位となっています。



資料:平成30年(2018年)住宅・土地統計調査

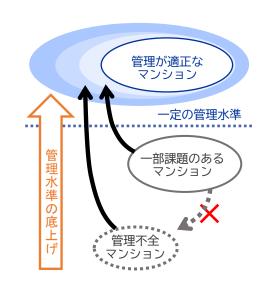
マンション数の推移



2 本市のマンション政策

マンションが管理不全に陥った場合、居住者・近隣住民等 の生命・身体に危険を及ぼすことも考えられ、安全面・景観 面で周辺の居住環境に与える影響は計り知れません。

今後は高経年マンションの増加により、建物や設備の老朽化、区分所有者の高齢化などが見込まれるほか、現在はまだ新しいマンションにおいても数十年後には同様の課題が重くのしかかることが明白であることから、本市においても改正マンション管理適正化法の施行に合わせて令和4年4月に吹田市マンション管理適正化推進計画を策定しました。令和5年3月には吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例を制定し、届出制度を義務化するなど、マンション管理支援を進めています。



3 対象マンションの推計

市内のマンション管理組合数	約 700
うち築 20 年以上の管理組合数	約 470
うち令和3年9月1日時点で修繕積立金の額が管理計画の認定 基準に満たない管理組合数	× 1/3 = 約 160
うち令和5年4月1日~令和7年3月31日に長寿命化工事 (大規模修繕工事)を完了する管理組合数	× 2年 / 12年 = 約25

このうち、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準に引き上げ、かつ認定を取得 したマンションが減額の対象となります。

4 固定資産税の減額割合

本制度は、住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット 35】の借入金利引き下げやマンションすまい・る 債の金利上乗せなどとともに、マンション管理計画認定制度のインセンティブの一つとして位置づけられて いるものです。

本制度により、修繕積立金の金額を適切に定めたうえで長寿命化工事が実施されるよう効果的に誘導することが可能となり、管理組合による自律的で適切な管理の促進に資することから、その効果を最大化するため、減額割合は1/2に設定することが望ましいと考えられます。

森林環境税について

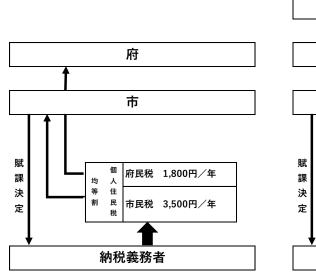
1 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

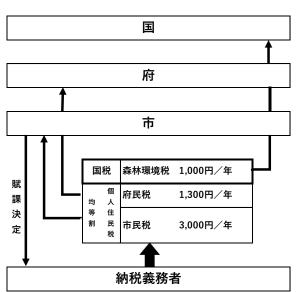
平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年(2019年)3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下「法」という。)が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

2 森林環境税の仕組み

森林環境税は、令和6年度(2024年度)から、個人住民税均等割の枠組みを 用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収します。

なお、現在、防災・減災への財源確保のため、平成 26 年度(2014 年度)から個人住民税均等割の標準税率の市・府それぞれ 500 円の上乗せが令和 5 年度 (2023 年度) で終了します。





3 非課税、免除等について

(1) 非課税

- ア 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令 で定める扶助を受けている者
- イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円 以下の者
- ウ 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である人(市府民税均等割 非課税の要件と同じ)

(2) 免除

ア 森林環境税は国税であるため、市町村の条例で定めるものでなく、政令

師5年(2023年)7月11日 市税審議会資料 税務部市民税課

で定めるところによる。免除の対象となる者は、以下のとおり

- (ア) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者
- (イ) 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政 令で定める扶助を受けている者
- (ウ) 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者
- イ 免除の額は申請書の提出があった日以後に納期限が到来するもの

市民税・府民税減免の見直しについて

1 見直しの背景

吹田市市税条例施行規則(以下「規則」という。)第7条第1項第2号に規定する災害 等減免について、減免の要件が、総務省から発出されている「災害被害者に対する地方税 の減免措置について」(以下「自治省通知」という。)とかい離していることから、自治 省通知を勘案し、市民税・府民税の減免について見直しを行うものです。

2 現状と課題

現在の市の規定と自治省通知の内容が以下のとおりかい離しているため、自治省通知の 内容を勘案した見直しが必要

減免要件	規則(現行)	自治省通知
災害により死亡	規定なし	規定あり
災害により障害者となった	規定なし	規定あり
災害による損害の要件	前年の合計所得金額の	その住宅又は家財の価格
(住宅又は家財の損失額)	10分の3以上	の10分の3以上

3 市民税・府民税の災害減免の改正案

(新たに規定)

(1) 死亡 : 免除 (自治省通知と同内容)(2) 障害者: 10分の9減額 (自治省通知と同内容)

(見直し)

(3) 損害 : 所得要件(区分)及び損害割合の基準を見直し(以下のとおり)

現行			改正案		
所得要件	前年の合計所 得金額と比較 した損失の割 合	減免割合	所得要件	住宅又は家財 と比較した損 失の割合	減免割合
	10分の3以上 10分の3	10分の3以上	2分の1		
1510万円以下	10分の4以上	10分の4	500万円以下	10分03以上	[47] V) I
	10分の6以上	10分の6		10分の5以上	免除
	10分の8以上	免除			
				10分の3以上	4分の1
			750万円以下	10分の5以上	2分の1
				10分の8以上	免除
				10分の3以上	8分の1
			1000万円以下	10分の5以上	4分の1
				10分の8以上	免除

※網かけ部は自治省通知を拡充する部分

4 参考資料

吹田市市税条例施行規則 別紙3のとおり 災害被害者に対する地方税の減免措置について 別紙4のとおり

\bigcirc n \not	$m \pm$	市税	久庙	七七二	七日 日七
	田田	TT 4元3	紀別	加1工	大児 貝川

抜粋

昭和36年12月2日規則第259号

(個人の市民税の減免)

第	7条	条例第22条第2項の規定による市	「民税の減免は、	納税者又は納税義務の承継者が市民税	兇額
	を負担	旦することが困難である場合に限り	、次に定めると	こころにより行うものとする。	

(′ 1 `)	略
١	. т.	/	世 日

(2) 当該年度に天災その他の災害又は盗難若しくは横領(以下この号において「災害等」という。)により納税者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する住宅又は家財について損失を受けた場合において、納税者の前年の合計所得金額に対する当該損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填された金額を除く。以下同じ。)の割合が10分の8以上であるときは納税者に課された市民税額のうち災害等が発生した日以後に納期限の到来する額を免除し、納税者の前年の合計所得金額に対する当該損失の金額の割合が次の表の左欄に掲げる割合であるときは納税者に課された所得割額のうち災害等が発生した日以後に納期限の到来する額から、当該額にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、納税者の前年の合計所得金額が15,100,000円を超える場合は、この限りでない。

前年の合計所得金額に対する損失の金額の割合	減額割合
10分の3以上10分の4未満	10分の 3
10分の4以上10分の6未満	10分の 4
10分の6以上10分の8未満	10分の 6

(3))		
S		略	
(5))		
2			
5		略	
3			

別紙4

自治税企第 12 号平成 12 年4月1日

平成 18 年 4 月 1 日総税企第 86 号·一部改正 平成 25 年 6 月 12 日総税企第 72 号·一部改正 平成 30 年 4 月 1 日総税企第 49 号·一部改正 平成 31 年 4 月 1 日総税企第 51 号·一部改正

自治事務次官

災害被害者に対する地方税の減免措置等について

各都道府県知事殿

災害が発生した場合において地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに基づく条例により地方団体の長がとりうる措置としては、期限の延長、徴収の猶予及び減免がありますので、それぞれの制度の趣旨を御理解いただき、それぞれの事態に応じて、適切に対応されるようよろしくお願いします。

これらの措置については、従前の取扱い等にかんがみ別添に掲げる取扱い例を 適宜参考として、税務における災害被害者の救済対策について適切に取り扱われ るようお願いします。

なお、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(昭和 39 年 11 月 7 日自治府第 119 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)は廃止します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

【別添】災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例

第1 期限の延長に関する取扱い例

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の5の2 第1項の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき 条例を定める場合には、次によることとする。
 - (1) 災害により、法第 20 条の 5 の 2 第 1 項に規定する期限までに同項に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から 2 月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。
 - (2) (1) の場合を除き、個別的事例ないし、狭い範囲内の事例については、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期限を延長することができるものとする。
- 2 1の(1)の取扱いについては、地方団体の長が判断して行うものであるが、 国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定により、国 税庁長官が地域及び期日を指定して画一的に期限を延長する場合には、地方 団体の長は、その国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長 する。
- 3 分割法人で、その主たる事務所又は事業所の所在地に災害が発生し、その 所在地の地方団体の長により期限の延長を認められたものが、その主たる事 務所又は事業所の所在地以外の地方団体の長に対し、期限の延長の申請をし たときは、その主たる事務所又は事業所の所在地の地方団体の長が認めた措 置に準じて、その期限を延長する。

第2 徴収の猶予に関する取扱い例

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方団体の長は、法第 15 条の規定により、その者の申請に基づき、適宜その徴収を猶予する。なお、法人の道府県民税、事業税及び市町村民税については、減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。また、固定資産税については、固定資産そのものの損害を生じない冷害、凍霜害等の農作物に係る災害を受けた場合には、その性格にかんがみ、原則として、徴収猶予の措置を講ずる。

第3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

- 1 道府県税関係
 - (1) 個人の事業税(法72の62)
 - (ア) その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額 (保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその 資産の価額の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12

第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事 業 所 後	軽減又は免除の割合
500 万円以下であるとき	全 部
750 万円以下であるとき	2分の1
750 万円を超えるとき	4分の1

- (4) (7)に該当するもののほか、その者(法第23条第1項第7号に規定す る同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有 に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金、損 害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が甚大である者で、 前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附 則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附 則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第34条の規定の 適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第 1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第34条の規定の適用がある 場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に 規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2 第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35 条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合に は、当該金額を含む。以下同じ。)が 500万円以下であるものに対して も、軽減することができる。
- (2) 自動車税の種別割(法 177 の 17)

その者の所有に係る自動車につき災害により損害を受け、相当の修繕費 (その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除 く。)を要すると認められる者に対しては、損害の程度に応じて2分の1 以下の税額を軽減することができる。

2 市町村税関係

- (1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税(法 323、45)
 - (ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号 定による生活扶助を受けることとな	
障害者(法 292 条第1項第10 号に規 障害者をいう。)となった場合	定する 10 分の 9

(4) その者(納税義務者の法第 292 条第1項第7号に規定する同一生計配 偶者又は法第 292 条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有 に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害 賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する共物長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る維所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免	色除の割合
合計所得金額	10分の3以上10分 の5未満のとき	10 分の5以上のとき
500 万円以下であるとき 750 万円以下であるとき 750 万円を超えるとき	2分の1 4分の1 8分の1	全 部 2分の1 4分の1

(ウ) 冷害、凍霜害、干害等にあっては、(ア)及び(イ)によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割の額(当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

合 計 所 得 金 額	軽減又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全 部
400 万円以下であるとき	10分の8
550 万円以下であるとき	10分の6
750 万円以下であるとき	10分の4
750 万円を超えるとき	10分の2

(エ) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者

に係る個人の道府県民税についても当該市町村民税に対する減免額の 割合と同じ割合によって減免されたものとする。

- (2) 固定資産税(法 367)
 - (ア) その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は減免する。
 - (i) 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上 10分の8未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上 10分の6未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上 10分の4未満であるとき	10 分の 4

(ii) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をと どめないとき又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10 分の 8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、 居住又は使用目的を著しく損じた場合で、 当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的 を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、 当該家屋の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の 価格を減じたとき	10 分の 4

- (4) その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。
 - (i) 農地又は宅地以外の土地 (ア)の(i)
 - (ii) 償却資産(ア)の(ii)に準ずる。

令和4年度(2022年度)市税収入状況一覧表

(単位:千円•%)

(ウ) (大) (カ) (**キ**) (ク) (ア) (1) (\mathbf{I}) 令和3年度(2021年度) 令和4年度(2022年度) 増減率 差引額 区 分 収入率 決算見込額 収入率 調定額 決笪額 調定額 (\mathbf{T}) - (\mathbf{T}) (+)/(1)*100民 税 市 33.414.899 33 246 496 995 34.507.137 34.308.126 994 1.061.630 3.19 個人市民税 29.409.622 29.248.445 995 30.060.108 29.868.161 994 619.716 2.12 法人市民税 3 998 051 998 998 4 005 277 4 447 029 4 439 965 441 914 11.05 固 定 資 産 税 26.153.929 26.062.601 997 26.807.362 26.721.495 997 658.894 2.53 純固定資産税 25.433.812 25.525.140 99.6 26.226.037 26.140.170 99.7 706.358 2.78 土地 9 691 942 9.653.615 996 9 744 773 9 709 098 996 55 483 0.57 기 現 家屋 12.927.685 12.875.856 996 13.574.907 13.525.103 996 649.247 5.04 8 年課 税 償却資産 2.904.341 999 2.906.357 99.9 1.628 0.06 2.905.513 2.905.969 交付金等 **47.464** 628 789 628 789 1000 581 325 581.325 1000 **▲** 7.55 10 分 軽 白 動 車 税 294.764 288.890 98.0 310.533 304.208 980 15.318 5.30 種別割 276.529 97.9 290.745 11 282.403 284.420 97.8 7.891 2.85 環境性能割 100.0 19.788 12 12.361 12.361 19.788 100.0 7.427 60.08 市たばこ税 13 1.767.901 1.767.901 100.0 1.863.215 1.863.215 100.0 95.314 5.39 湯 入 14 14.800 9.744 65.8 16.875 16.875 100.0 7.131 73.18 業所 税 15 1.048.155 1 045 791 998 1.059.850 1.057.728 998 11 937 1 14 都 市 計 画 税 16 5.768.939 5.745.891 99.6 5.965.829 5.943.907 99.6 198.016 3.45 計 17 小 99.57 99.55 3.00 68.463.387 68.167.314 70.530.801 70.215.554 2.048.240 滞 繰 越 納 分 18 2.017.742 1.479.565 73.33 789,113 299.480 37.95 ▲ 1.180.085 **▲** 79.76 計

98.82

71.319.914

70.515.034

98.87

868.155

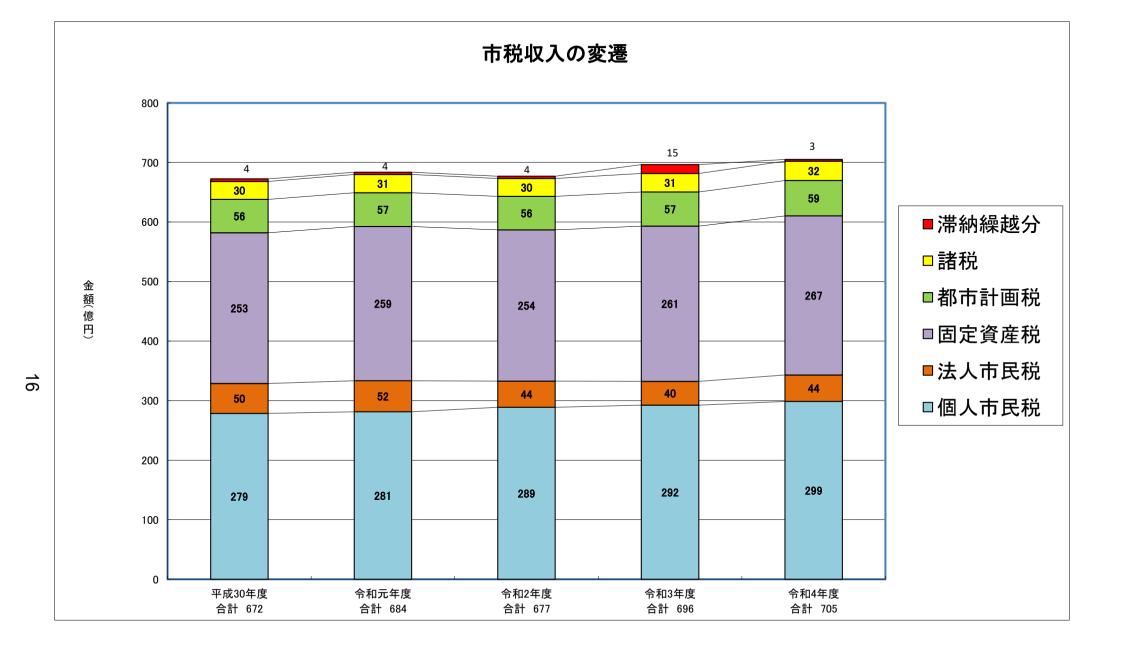
1.25

合

70.481.129

69.646.879

19



吹田市市税審議会規則

制 定 平成24年6月1日 吹田市規則第53号 改 正 平成28年3月31日 吹田市規則第24号 改 正 令和元年6月25日 吹田市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302 号)第3条の規定に基づき、吹田市市税審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営 その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市税の賦課徴収について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 租税に関し専門的知識を有する者
 - (3) 市内の商工業に関し専門的知識又は経験を有する者
 - (4)消費生活に関し専門的知識を有する者
 - (5) 労働者の生活、労働条件その他労働に関し専門的知識を有する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その 委嘱の日からその後1年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、税務部税制課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を 聴いて会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に在任する吹田市市税審議会規程を廃止する告示(平成24年 吹田市告示第208号)による廃止前の吹田市市税審議会規程(昭和32年吹田市告示第 51号)(以下「旧規程」という。)第3条第1号に規定する委員は、第3条第1項及び 第2項の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任す るものとする。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規程第3条第2号に規定する委員(以下この条において 「旧委員」という。)である者は、この規則の施行の日に、委員に委嘱されたものとみな す。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第3項の 規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成28年3月31日規則第24号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第1号) この規則は、令和元年7月1日から施行する。

吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めることとします。 ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴 を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条(公文書の公開義務)各号に掲 げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議 する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議 の目的が達成できないと認められる場合

2. 傍聴の要領

- (1) 傍聴席の区分 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。
- (2) 一般席の傍聴人の定員
 - 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
 - 2) 傍聴希望者(報道関係者を除く)が上記1) に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。
- (3) 一般席の傍聴の手続
 - 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
 - 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。
- (4) 傍聴人の守るべき事項
 - 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
 - 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
 - 3)会議の模様を撮影し、録音しないこと。
 - 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3. 傍聴に関する会長の職務

(1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なお これを改めないときは、退場を命じることができるとします。

(2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。